

令和8年4月20日

令和 8 年 4 月

能代市農業委員会委員会議

議 事 録

能代市農業委員会

1. 日 時

令和8年4月20日

午後2時00分

2. 場 所

能代市役所新庁舎 会議室9、10

3. 出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
		11	渡部 正人
2	舩谷 雅弘		
3	佐々木 力	13	大高 富子
4	飯坂 司	14	菊池 正
5	佐々木 一也	15	伊藤 一美
6	伊藤 隆一	16	大鐘 正彦
7	大高 清勝	17	佐々木博子
8	菊地 勝美	18	安井 鐘美
9	佐藤 敏彦	19	平川 義市
10	袴田 謙		

4. 欠席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	佐々木 英樹	12	工藤 次雄

5. 事務局出席者

職 名	氏 名
事 務 局 長	佐藤 栄一
係 長	水谷 亮
主 査	川崎 武信

6. 案 件 議 案 番 号 1 4 1 5 1 6 1 7 1 8 協議事項 1 報告事項 1 報告事項 2 報告事項 3 報告事項 4 報告事項 5	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定による許可申請について 農地転用事業計画変更承認申請について 農用地利用集積等促進計画について 農用地利用集積等促進計画案に対する意見徴収について 令和8年度県選出国會議員要請集会における政策提案事項について 土地改良事業参加資格の承認の申出の専決処分について 許可不要の農地転用について 農地法18条第6項の規定による通知について 地目変更登記に係る照会に対する回答について 令和8年度最適化活動の目標設定について
7. 会議の概要 事 務 局 議 長 議 長 議 長 議 長 議 長 議 長	(開 会) ただ今から能代市農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありますので、ご報告いたします。 1 番 佐々木 英樹 委員、1 2 番 工藤 次雄 委員の2名です。 1 9 名中 1 7 名の出席となっており、出席委員は定足数に達しております。 それでは、平川会長からご挨拶と総会の議長と進行をお願いいたします。 それでは会議に入ります。 始めに、前回の会議以降の会務報告を事務局より願います。 (事務局説明) ただ今の報告について、ご質問等ありませんか。 (なしの声) ないようですので会議を進めます。 次に、議事録署名委員の選出ですが、慣例に従い当方より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議がないようですので、当方より指名いたします。 議席番号 1 4 番 菊池 正 委員と議席番号 1 5 番 伊藤 一美 委員の両名をお願いします。 次に、議案第 1 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局	1 ページをお願いします。 議案第 14 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の提出があったため、承認するため提案します。 申請内容は、所有権移転が 8 件で、譲渡人が 8 人、譲受人が 8 人。申請土地の面積は、田が 12,410㎡、畑が 6,963㎡です。賃借権の設定は 209 件で、賃貸人が 186 人、賃借人が 76 人、申請土地の面積は、田が 1,453,900.71㎡、畑が 67,851㎡です。使用貸借権の設定は 88 件で、貸人が 82 人、借人が 75 人、申請土地の面積は、田が 1,130,960.37㎡、畑が 175,606.75㎡です。 次のページをお願いします。 主な内容についてご説明します。 整理番号 1 は所有権移転で、申請土地は荷八田字柳沢 [REDACTED]、地目は田で面積の合計は 1,137㎡、価格 [REDACTED] で、移転事由は経営拡張となっています。 続いて 3 ページをお願いします。 整理番号 9 は賃借権設定の新規で、申請土地は字下関 [REDACTED]、地目は田で面積の合計は 13,203㎡、10a 当たりの賃借料 [REDACTED] で、申請事由は経営拡張、期間は 3 年間となっています。 続いて 14 ページをお願いします。 整理番号 52 は賃借権設定・基盤強化法からの更新で、申請土地は字榊山崎 [REDACTED]、地目は田で面積の合計は 7,638㎡、10a 当たりの賃借料は [REDACTED] で、期間は 10 年間となっています。 続いて 50 ページをお願いします。 整理番号 218 は使用貸借権の設定で、申請土地は、磐字杉沢野 [REDACTED]、地目は田で面積の合計は 8,268㎡となっています。申請事由は経営移譲年金受給のため一部継承で、期間は 10 年間となっています。 続いて 51 ページをお願いします。 整理番号 220 は使用貸借権設定・基盤強化法からの更新で、申請土地は、須田字下台・・・、地目は畑で面積は 2,713㎡となっています。期間は 3 年間となっています。 続いて 53 ページをお願いします。 整理番号 237 は使用貸借権の再設定で、申請土地は、字腹鞆ノ沢 [REDACTED]、地目は田および畑で、面積は田が 27,457㎡、畑が 6,513㎡、合計 33,970㎡となっています。申請事由は経営移譲年金受給のため、期間は 10 年間となっています。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
議長	それでは、質疑に入りますが、議事参与がありますので、整理番号 3 番を先議します。 6 番 伊藤 隆一 委員は暫時ご退席願います。
(伊藤委員退席)	
議長	整理番号 3 番について何かご質問等はありませんか。

		(なしの声)
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 整理番号３番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
		(賛成者挙手)
議	長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
		(伊藤委員着席)
議	長	伊藤 隆一 委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。 次に、整理番号３９番、４０番、１６９番、１７０番を審議します。 １５番 伊藤 一美 委員は暫時ご退席願います。
		(伊藤委員退席)
議	長	整理番号３９番、４０番、１６９番、１７０番について何かご質問等はありませんか。
		(なしの声)
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 整理番号３９番、４０番、１６９番、１７０番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
		(賛成者挙手)
議	長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
		(伊藤委員着席)
議	長	伊藤 一美 委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。
議	長	次に、整理番号１６０番、１６１番、１６２番を審議します。 １１番 渡部 正人 委員は暫時ご退席願います。
		(渡部委員退席)
議	長	整理番号１６０番、１６１番、１６２番について何かご質問等はありませんか。

		んか。
		(なしの声)
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 整理番号１６０番、１６１番、１６２番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議	長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。 (渡部委員着席)
議	長	渡部 正人 委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。
議	長	次に、整理番号１８１番を審議します。 １８番 安井 鐘美 委員は暫時ご退席願います。 (安井委員退席)
議	長	整理番号１８１番について何かご質問等はありませんか。 (なしの声)
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 整理番号１８１番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議	長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。 (安井委員着席)
議	長	安井 鐘美 委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。
議	長	次に、整理番号２５４番を審議します。 ７番 大高 清勝 委員は暫時ご退席願います。 (大高委員退席)

議	長	整理番号２５４番について何かご質問等はありませんか。 (なしの声)
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 整理番号２５４番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議	長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。 (大高委員着席)
議	長	大高 清勝 委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。
議	長	次に、他の案件について質疑を行ないます。何かご質問等はありませんか。 (なしの声)
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第１４号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議	長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議	長	次に、議案第１５号 農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を願います。
事 務 局		８９ページをお願いします。 議案第１５号 農地法第５条の規定による許可申請書の提出がありましたので、意見を付すためご提案いたします。 農地転用許可申請は、所有権移転が１件、譲渡人・譲受人がそれぞれ１人、申請土地の地目は田で、転用面積が４９７㎡です。賃貸借は１件、賃貸人・賃借人がそれぞれ１人、申請土地の地目は畑で面積は９７１㎡です。 ９０ページをお願いします。 所有権移転 整理番号１ 申請地は扇田字白金■■■■■■■■■■、地目は田、転用面積は計４９７㎡です。売買価格■■■■■■■■■■、申請事由は■■■■■■■■■■です。農地区分はおおむね１０ｈａ以上の規模の一団の農地の

区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。

91ページをお願いします。申請地の位置図になります。

申請地は能代東中学校から南東へ約500m、扇田[]接道沿いにある農地で、現在は耕作していない田です。

92ページをお願いします。土地の利用計画図です。

申請者[]しており、申請地より北へ約200mのところに農作業所と倉庫を所有しております。申請者が現在住んでいる居宅が手狭になってきたことに加え、[]規模が大きくなってきたことにより、利便性と仕事の時間の効率を考えた場合、できるだけ農作業場所の近くで住居を構えたいとのことで、近い住宅地等を探しました。しかし、近郊に売地物件は無く、申請地が土地所有者と唯一折り合いが付けられた場所であったため、転用申請をすることになったとのことです。

事業計画では、切土・盛土は行わずに地ならしを行い、道路との出入口はスロープを設けて水路等に影響がないようにするとのことです。

また、給水は市道から上水道を引き込み、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽を通して道路側溝へ流出、雨水は自然流加及び既存の道路側溝へ流すこととしております。

事業費につきましては、全額融資で行うとのことで、融資証明書の写しにより事業資金があることを確認しております。

当案件は、1月の議案第4号能代農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見聴取で、農用地区域からの除外にするための計画変更に対し、「変更案に意見無し」と回答したものであり、4月中に農用地区域から除外される見込みとなったことから、今回の転用申請に至ったものであります。

また、申請地は第1種農地に該当することとなりますが、住宅の用に供するものであり、集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから、転用許可相当と考えます。

この案件につきましては第1種農地の転用であるため、農地法第5条第3項に基づき、秋田県農業会議の常設委員会へ諮問することとしております。よって、本会及び県農業会議常設委員会での承認後、転用許可をする流れとなります。

整理番号2 申請地は字仙遊長根[]。地目は畑で、面積は1,512㎡。申請事由[]。転用期間は令和8年5月1日から1年間の一時転用です。農地区分は、街区に占める宅地の面積割合が40パーセントを超える場所であることから、第3種農地と判断します。

19ページをお願いします。申請地の位置図になります。

申請位置は[]より東へ約500mにある農地で、北側と西側は山林、南側は倉庫及び道路向かい集合住宅、東側は原野となっております。

申請者[]しており、計画では申請地のほか、周辺地他5筆より[]、県振興局へ[]も行っていることを確認しております。

計画では被害防除として、[]

[]隣地等へ砂が流れないよう境界付近に張芝緑化

		をおこなうこととしております。また、事業費は、賃借人側が全額自己資金により捻出することとしており、銀行口座の残高証明書が提出されております。 なお、賃借料につきましては、採取された砂の量に応じて支払う予定とのことで、今後土地所有者と話し合いを行って決めるとのことでした。 説明は以上です。 よろしくご審議くださいますようお願いいたします。 本案は現地調査を行っておりますので、その報告をお願いします。
伊藤一美委員		議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について、4月6日(月) 現地調査班 第5班、14番 菊池 正 委員 17番 佐々木博子 委員、事務局と私の4人で現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。 整理番号1の現地は、扇田字■■■■道路わきにある田でした。転用予定地は農地法施行規則第3条第4号に該当する場所であることを確認してきました。 また、境界は明確で、事前着工もなく、他の土地等への影響が無い計画であることを確認してきました。 整理番号2の現地は、周辺に住宅が点在している地区にある畑でした。一時転用予定地の境界は明確で、事前着工もなく、他の土地等への影響が無い計画であることを確認してきました。 以上、ご報告いたします。
議 長		事務局の説明と現地調査の報告が終わりましたが、何かご質問等はありませんか。 (なしの声)
議 長		ご質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長		全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議 長		次に、議案第16号 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		議案第16号 農地転用事業計画変更承認申請書の提出がありましたので、意見を付すためご提案いたします。 95ページをお願いします。 農地転用事業計画変更承認申請は、1件3筆、面積は田が2, 424㎡で

す。

96ページをお願いします。

整理番号1 申請地は字高埜、地目は田、転用面積は計2,424㎡です。

農地転用事業計画変更の内容についてであります。本件は令和7年10月22日付けでとして転用の許可をしておりましたが、積雪の影響により工事に着手できなかったことと、資材等の高騰による造成地の販売計画の見直しにより、工事計画期間の終期を当初の令和8年3月31日から9月30日に延長したいとのことで、開発許可の延長の申請とともに農地転用事業計画変更承認申請があったものです。

なお、工事内容に変更はありません。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑に入りますが、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長

ご質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長

次に、**議案第17号 農用地利用集積等促進計画**についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

97ページをお願いします。

議案第17号 農用地利用集積等促進計画の提出があったため、承認するため提案します。

申請内容は、所有権移転が2件で、譲渡人が2人、買受人が1人、譲受人が2人で、申請土地の面積は、田が13,989㎡、畑が4,487㎡です。利用権設定は14件で、賃貸人が13人、賃借人が1人、転借人が9人で、申請土地の面積は、田が152,572㎡です。権利の移転は5件で、移転人が4人、受け人が5人で、申請土地の面積は、田が67,719㎡、畑が2,323㎡です。

次のページをお願いします。

整理番号1は所有権の移転で、申請土地は、磐字後野、地目は田および畑で、面積は田が3,461㎡、畑が4,487㎡で面積の合計は7,948㎡、価格で、設定事由は経営拡張となっています。

続いて、整理番号3は利用権の設定で、申請土地は、字腹鞍ノ沢、地目は田で面積は982㎡、10a当たりの賃借料、設定事由

は農地中間管理権の再設定、期間は10年間となっています。

続いて105ページをお願いします。

整理番号15は権利の移転で、申請土地は字中谷地■■■■■、地目は田で面積の合計は6,503㎡、移転事由は経営縮小で、残存期間は1年間となっています。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、質疑に入りますが、議事参与がありますので、整理番号7番を先議します。

10番 袴田 謙 委員は暫時ご退席願います。

(袴田委員退席)

議長 整理番号7番について何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。

整理番号7番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

(袴田委員着席)

議長 袴田 謙 委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。

次に、整理番号14番を審議します。

6番 伊藤 隆一 委員は暫時ご退席願います。

(伊藤委員退席)

議長 整理番号14番について何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。

整理番号14番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。 (伊藤委員着席)
議 長	伊藤 隆一 委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。 次に、他の案件について質疑を行ないます。何かご質問等はありませんか。 (なしの声)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 17 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議 長	次に、議案第 18 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	107 ページをお願いします。 議案第 18 号 能代市長より農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められたので、意見を付すため提案します。 申請内容は、所有権移転が 3 件で、移転人が 3 人です。設定する土地は、田が 65, 028 m²、畑が 10, 076 m²です。 権利の設定は 5 件で、設定人が 4 人です。設定する土地は、田が 22, 305 m²、畑が 1, 372 m²です。 権利の移転は 4 件で、移転人が 2 人です。設定する土地は田が 44, 436 m²です。 次のページをお願いします。 整理番号 1 は、所有権移転で、申請土地は浅内字福田下 [REDACTED]、地目は田で面積の合計は 34, 223 m²、[REDACTED]、設定事由は経営拡張となっています。 続いて、109 ページをお願いします。 整理番号 4 は、権利の設定で、申請土地は荷八田字大野 [REDACTED]、地目は田および畑で、面積は田が 4, 850 m²、畑が 1, 372 m²、合計 6, 222 m²で、賃借料 [REDACTED]となっており、設定事由は新規設定、設定期間は 10 年間となっています。 続いて、111 ページをお願いします。 整理番号 9 は、権利の移転で、申請土地は常盤字荻田面 [REDACTED]、地目

		は田で、面積の合計は11,544㎡となっています。移転事由は賃貸人の法人経営への移行、残存期間は4年間となっています。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
議	長	それでは、質疑に入ります。何かご質問等はありませんか。 (なしの声)
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第18号について、意見なしとして、提出することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議	長	全員賛成であります。よって、本案は、意見なし、として提出することに決しました。
議	長	次に、協議事項1 令和8年度 県選出国會議員要請集会における政策提案事項についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		協議事項1 令和8年度県選出国會議員要請集会における要請事項の決定についてご説明いたします。 はじめに、政策提案事項の提出の経緯についてですが、令和8年6月2日に東京都で開催する「令和8年度全国農業委員会会長大会」に併せ、秋田県農業会議では「県選出国會議員要請集会」の開催を予定しています。このため、県農業会議では、「農業者との意見交換会」や「農業委員会に関する法律第38条に基づく意見の提出」等を踏まえた組織決定による政策提案の提出を要請しており、提出された提案事項は要請書に取りまとめたうえ、県選出国會議員へ要請することとしている。 次に、2. 能代市農業委員会の政策提案事項についてですが、例年開催される農業委員会大会に合わせ農政専門委員会で提案事項の素案をまとめ、農業委員及び推進委員の皆様から意見聴取を行い、提案事項を決定するスケジュールで行っております。 今回の政策提案事項の要請を受け、提出期限までの期間があまりないないやこれまで行ってきた政策提案事項を継続していく必要があることから、令和7年度の4項目の政策提案に時点修正加えたものにしたいと考えております。 なお、令和8年度秋田県農業委員大会における能代市の政策提案事項については、改めて農政専門委員会の素案作成を元に農業委員・推進委員の意見を踏まえて決定したいと考えております。 次に、3の政策提案事項（案）について説明いたします。 提出したい政策提案は、「①農業資材の高騰に対する支援について（継続事項）」、「②農業農村整備対策の促進について（継続事項）」、「③新規就農者の定着・人材育成の強化について（継続事項）」、「④持続可能な米生産への政策の見直しについて（昨年からの継続）」としました。

なお、政策提案事項提出期限は、令和8年5月8日までとなっております。

それでは、提案事項についてご説明いたします。

2 ページは「農業資材の高騰に対する支援について」継続事項になります。

現状は、農業資材の大幅な高騰により、農家を取り巻く経営環境は大変厳しい状況に置かれている。

提案として、農業経営への影響緩和とともに、化学肥料の低減を進めるため、今後も肥料価格高騰対策事業を継続し、肥料コスト上昇分の一部を支援することなどを提案する。

3 ページは、「農業農村整備対策の促進について」継続事項になります。

現状として、担い手農家への農地の利用集積を進めることにより、農業生産力を向上し、コスト低減を図る必要があり、大区画ほ場整備と水田の汎用化等の早期取り組みが必要となっている。

提案として、①老朽化した施設の改修・更新を実施する必要があるため、必要な予算を十分に確保すること、②基盤整備事業は、実施区域に未相続農地があっても、所在が判明している相続人の同意で事業実施できるよう運用すること。また、基盤整備事業の換地による登記は、従前の土地所有者名でも登記できるよう提案する。③基盤整備事業は計画から完了まで長期のわたるため迅速な事業推進のため十分な予算を確保することなどを提案する。

4 ページの「新規就農者の定着・人材育成の強化について」継続になります。現状として、次世代を担う農業者となることを志望する者に対し、就農前の研修や就農直後の経営確立を支援している。

提案として、①に「青年等就農資金」について、必要な予算を十分確保すること。また、農地取得も対象となるよう、施策の拡充強化を提案する。②に就農の検討・準備段階から経営確立に至るまで、一貫して支援を行う「就農準備資金及び経営開始資金」について、必要な予算を確保し、施策の充実を図ることなどを提案する。

5 ページの「持続可能なコメ生産への政策の見直しについて」昨年度新たに加えた提案事項です。

現状として、消費者の食生活の多様化や人口減少、コロナ禍などから米価下落基調にありましたが、減反政策や気象変動から一転、需給バランスが不安定化し米価が高騰し社会問題となっている。

提案として、①に「農家が意欲をもって生産し消費者が必要な量を安定して購入できる状態を維持すること。

②に「米の需給バランスに十分に留意するとともに、農家が再生産可能な米価水準の維持に努めること。」

③に「米や米を原料とした加工品の輸出拡大などの取り組みの強化を図ること。」

④基盤整備事業やスマート農業のさらなる推進により生産基盤の強化を図ること。などを提案する。

以上4項目の政策提案となっております。

参考資料として、6 ページから10 ページに令和6年度秋田県農業委員会大会決議事項を載せています。

説明は以上です。

		よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
議	長	それでは、質疑に入ります。何かご質問等ありませんか。 (なしの声)
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 協議事項 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議	長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議	長	次に、報告事項 1 土地改良事業参加資格の承認の申出の専決処分について議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		1 1 5 ページをお願いいたします。 報告事項 1 土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による土地改良事業参加資格の交替の申出がありましたので、承認することとし、能代市農業委員会規程第 1 1 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものです。 土地改良法の規定により、土地改良事業の参加資格については、原則、土地改良事業区域内の農地の耕作者が参加資格を持つことになっておりますが、所有権以外の権利に基づいて耕作する場合については、農地の所有者から農業委員会へ対し、土地改良事業に参加すべき旨の申し出があり、農業委員会がその申し出を承認したときは、参加資格は所有者へ交替されることとなっております。 これらの手続については、土地改良法施行令の規定により、資格交替の申出が農業委員会に提出された場合、農業委員会は 7 日以内に申出を承認するか否かを決定し、承認した場合はすみやかにその旨を公告しなければならないこととなっております。 本申出は 3 件とも令和 8 年 3 月 2 6 日に提出されたため、その 7 日後は 4 月 2 日になることから、受理日から 7 日以内に総会を開催し、議決を経ることが間に合わない案件でありましたので、能代市農業委員会規程に基づき、3 月 2 7 日に専決処分を行い、3 月 3 0 日に公告しております。 資格交替の申出件数は 3 件で、現資格者 1 人、新資格者は 3 人、申出土地は田で面積は計 7 8, 4 4 3 m²です。 1 1 6 ページから対象農地の詳細を記載しております。 申出のあった 3 件は一連のものであるため、一括で説明いたします。 申出のあった農地は、XXXXXXXXXXへ貸付されているため、土地改良事業の参加資格は、本来は耕作者XXXXXXXXXXが持つこととなりますが、土地改良事業の円滑な推進や圃場整備後の管理・運営上の観点から、所有者が土地改良事業に参加するため、この度、耕作者から所有者への参加資

		格の交替の申し出があったものです。所有者と耕作者はこの件について合意しており、能代南土地改良区との調整も済んでいることから、承認することを妥当と判断したものです。 報告は以上です。
議	長	事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。 (なしの声)
議	長	ご質問がないようです。 報告事項でありますのでご了承願います。
議	長	次に、報告事項２ 許可不要の農地転用についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		１２１ページをお願いします。 報告事項１：許可不要の農地転用について、届出がありましたので報告いたします。 届出のあった件数は２件１４筆で、面積は田が５，６９８㎡の内４，０８５．７３㎡、畑が４５０㎡ 計６，１４８㎡の内４，５３５．７３㎡です。 届出のあった３件は一連のものであるため、一括で説明いたします。 １２２ページをお願いします。 届出のあった土地は整理番号１ ニツ井町小掛字鳥屋場■■■■■■■■■■。整理番号２ ニツ井町小掛字下田面■■■■■■■■■■です。 届出があったのは、秋田県が実施するニツ井町小掛字払川地区の既設コンクリート治山ダムの嵩上げの施工およびその工事の重機搬入路を仮設するものです。 一時転用の期間は令和８年３月２４日から令和８年５月２２日までです。 位置図は１２３ページ、土地利用計画図は整理番号１が１２４ページ、整理番号２が１２５ページに記載しております。 当案件は整理番号１が令和７年９月総会、整理番号２が令和８年１月総会にて許可不要の転用案件として、工事期間が令和８年３月２３日までと報告しておりましたが、大雪等の影響により工事期間の延長をすることとなったため、申請したとのことでした。 報告は以上です。
議	長	事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。 (なしの声)
議	長	ご質問がないようです。 報告事項でありますのでご了承願います。
議	長	次に、報告事項３ 農地法第１８条第６項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

		(説明省略の声)
議	長	説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議が無いようですので説明を省略させていただきます。 報告事項でありますのでご了承願います。
議	長	次に、 報告事項４ 地目変更登記に係る照会に対する回答について を議題とします。事務局の説明を願います。
		(説明省略の声)
議	長	説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議が無いようですので説明を省略させていただきます。 報告事項でありますのでご了承願います。
議	長	次に、 報告事項５ 令和８年度最適化活動の目標の設定等について を議題とします。事務局の説明を願います。
事 務 局		報告事項５ 令和８年度 最適化活動の目標の設定等についてご説明いたします。 本日配布した資料、左上に報告事項５と書いてある資料をご覧ください。 目標の概要は３月の最適化活動目標説明会でご説明しましたので、前回保留したもので数値が確定したものをご説明します。 １ページをお願いします。 Ⅰの２「農家・農地等の概要」の右の表の認定農業者等の経営体数は農業振興課から示された数値に訂正しています。下の耕地面積については、最新の数値に訂正しています。 ２ページをお願いします。 Ⅱの１の（１）農地の集積 ①現状及び課題ですが、今年４月１日現在の能代市の集積面積は５，３０５haで、集積率は７１．０％となっています。 また、②の目標については、国の指針に基づき、令和８年度末の集積率を８０％、今年度の新規集積面積を６７１haとしています。 ３ページをお願いします。 （３）新規参入の促進 ①現状及び課題ですが、令和５年度から７年度の新規参入者数及び経営面積を記載しています。令和７年度の新規参入者は２経営体、２．３haとなっています。 説明は以上です。 事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。

		(なしの声)
議	長	ご質問がないようです。 報告事項でありますのでご了承願います。
議	長	続いて、その他に入ります。事務局から説明願います。
事	務	・今後の行事予定について
局		
議	長	委員のみなさん方から何かありませんか。
		(なしの声)
議	長	ないようですので以上を持ちまして総会を閉じたいと思います。

終了 午後2時55分

議 長

議事録署名委員

14番

15番